

札幌市地域福祉社会計画 2018 について

1 計画の概要・体系

札幌市地域福祉社会計画 2018（以下、「本計画」）は、社会福祉法第 107 条に規定された市町村地域福祉計画として策定され、1995 年度に第 1 期計画を策定してから、本計画で第 4 期目となる。

本計画は、「みんなで支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち、さっぽろ」を基本理念として掲げ、全ての市民がそれぞれの役割をもって地域づくりや生きがいつくりに参加し、助け合えるような住みよいまちづくりを目指し、3つの基本目標、8つの施策で構成されている。

| 基本理念 | 基本目標 | 施策 |
|--|---|----------------------------------|
| みんなで支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らし 続けられるまち さっぽろ | Ⅰ 市民が互いに支え合う ぬくもりのある地域づくりを 支援します | 1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上 |
| | | 2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進 |
| | | 3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワーク |
| | Ⅱ 暮らしにくさや 困りごとを抱えた市民に寄り添い 的確な支援ができる体制を整えます | 4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備 |
| | | 5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実 |
| | | 6 多様な地域福祉課題に対応する相談支援体制の充実 |
| | Ⅲ 安全・安心で 暮らしやすい環境づくりを進めます | 7 市民にやさしい生活環境づくりの推進 |
| | | 8 災害時にも強い地域づくりの推進 |

2 計画の位置づけ及び計画期間について

本計画は、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性を踏まえた地域福祉分野の個別計画として位置づけられ、地域福祉分野の施策を具体化するものである。

また、本計画の計画期間は、2018 年度から 2023 年度までの 6 年間としている。

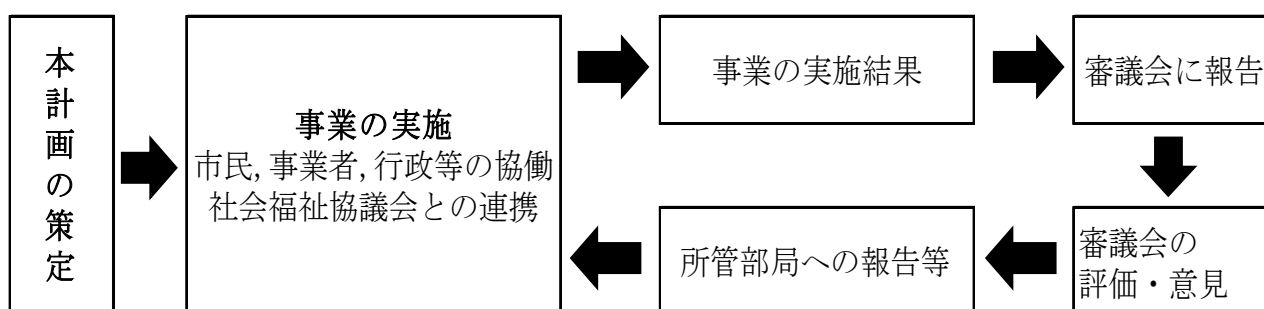
3 計画の進行管理・評価について

本計画の成果を客観的に確認することを目的として、8つの施策ごとに成果指標を設定し、目標への進捗を検証することとしている。

また、本計画の関連事業として位置づけた事業については、年1回、所管部局からの報告を受け、進捗状況を確認することとし、その際には、所管部局で実施した関連事業に対する自己評価を行い、今後のより良い施策展開を検討することとしている。

本計画の進捗状況については、適宜、地域福祉社会計画審議会に報告のうえ、評価・意見をいただきながら計画を検証することとしているため、下記4のとおり、当審議会に報告することとする。

【進行管理・評価のイメージ】



4 本計画の進捗状況の報告について

8つの施策ごとに設定した成果指標及び本計画関連事業の取組結果について、2021年度までの実施状況を【資料1-2】のとおり取りまとめたため、当審議会に報告する。

なお、2022年度の実施状況等については、来年度に所管部局からの報告を受けて取りまとめた後、2023年度に開催予定の審議会に報告したいと考えている。